

様式4

令和4年8月30日

始良市議会議長 様

会派名 無会派
代表者氏名 岩下 陽太郎

政務活動報告書

【調査・研修・陳情等】

次のとおり実施しましたので報告します。

活動期間	令和4年8月4日～令和4年8月5日		
活動場所	東京都立川市 たましん RISURU ホール（オンライン受講）		
目的	政務活動 研修会（多摩研「第46回議員の学校」）参加		
使途項目	旅費	経路内訳 と金額	様式3、様式5のとおり
所見	別紙 復命書のとおり		
	成果物、資料は別添のとおり		
参加者名	岩下 陽太郎		

様式 3

行 程 表

会派名又は議員名 (岩下 陽太郎)

月日	時刻	出発地等	到着地	交通手段等
8/4	13:00 17:30	第46回議員の学校	(1日目)	(オンライン)
8/5	10:00 16:00	第46回議員の学校	(2日目)	(オンライン)

※ 2日とも自宅からのオンライン参加となったため、移動はなし

※ 行程表の起点と終点は、自宅の最寄り駅又は最寄りのバス停とする。

樣式 5

旅費計算書〔概算・実績〕

会派名又は議員名（岩下陽太郎）

内 訳	航空賃	0 円	
	鉄道賃	0 円	
	バス賃 等	0 円	
	車 賃	0 円	
	宿泊料	0 円	
	その他	25,000 円 14,460 円	研修会参加費（オンライン） ホテルパックキャンセル料（コロナ感染のため）
合計額		39,460 円	

領収書

No. 221047044

発行日 2022年8月19日

岩下 陽太郎 様

¥25,000—

但し、「第46回議員の学校」参加費として
2022年7月25日 上記正に領収いたしました

特定非営利活動法人 多摩住民自治研究所
〒191-0016 東京都日野市神明3-10-5 エスティック日野103
TEL042-586-7651 FAX042-514-8096

領収書

岩下 陽太郎 (給食委員会議員)様

金額

¥14,460-

但し

キャリアV料 と (2)

上記正に請求致しました。消費税額等

(%)

円

現 金

カ ゴ

振 込

小切 手

収入印紙



受領者印



MisolaLims

株式会社 ミシラリンク

〒899-5411 鹿児島県姶良市鍋倉 1号

Tel: 0995-73-6666 Fax: 0995-73-6108

鹿児島県知事登録 旅行業第2-233号

代表取締役社長 米丸五男

別紙【復命事項】

1日目（8月4日）

【集中講義】 「子どもの権利条約を踏まえた自治体施策～こども基本法制定を受けて」
平野裕二氏（ARC [Action for the Rights of Children] 代表）

【内容・所見】

6月に国会でこども基本法が成立し、来年4月にはこども家庭庁が創設される。子どもの権利条約の精神や原則を反映したこども基本法では「こども計画」を定める自治体の努力義務も定められており、子どもの権利条約を踏まえた施策の推進がこれまで以上に求められる。

地方自治体では、6つが今後の課題となる。

- (1) 子どもの権利の周知を図る
- (2) 子どもに対する暴力をなくす
- (3) 子どもの権利を学校現場に根付かせる
- (4) 子どもの意見表明、参加を推進する。
- (5) 子どもオンブズパーソン／コミッショナーの設置を進める。
- (6) 権利の視点から子どもの幸福（ウェルビーイング）を考える。

他国との比較を交えて、日本の子どもの権利条約の理解の仕方やこども基本条例への落とし込みなどを学んだ。

別添資料「第46回議員の学校「地方自治からみる真の子どもの政策とは」

子どもの権利条約を踏まえた自治体施策～こども基本法制定を受けて～

【実践報告1】 「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」

水野 誠氏（多摩市 子ども青少年部 子育て・若者政策担当課長）

【内容・所見】

令和4年4月に、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を制定した内容や過程などを説明された。

平成30年6月に市長の所信表明演説から動きが始まり、約3年間様々な対策を講じて作られており、今後はこの条例に沿って様々な施策を検討していくとのこと。

本市でも、十分に議論して形にすべきものである。

別添資料「第46回「議員の学校」実践報告1」

多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例
施行までの実践

【実践報告2】 「子どもの人権を守る公的第三者機関の実践に学ぶ」

平尾 潔氏（せたホッと子どもサポート委員、弁護士）

【内容・所見】

「せたホッと」は、世田谷区に在住・在学・在勤している子どもの最善の利益を保証していくことを目指し、子どもの人権を擁護し、救済を図るために条例によって設置された、公正・中立で独立性と専門性のある第三者機関である。

今の子どもたちは自己肯定感が低く、話を聞いてもらえる場がなく、だからこそせたホッとの必要性がものすごく高くなっている。

別添資料「東京都世田谷区せたがやホッと子どもサポート（「せたホッと」）報告」

2日目（8月5日）

【シリーズ講義〔4〕】 「子どもの権利の歴史と地方自治」

池上 洋通氏（「議会の学校」校長、多摩住民自治研究所理事）

【内容・所見】

1924年に「国際連盟・子どもの権利宣言」が出されてから間もなく100年、日本国憲法も含めて「子どもの権利思想」はどのように発展してきたのか、具体的に説明があり、約100年間の積み上げで現在の形になってきていることが理解できた。

また、子どもの権利の実現を具現化する政策分野へのアプローチは、各自治体によって様々な形になると思うが、子どもの権利の実現によって全市民への政策体制を豊かにするものである。

【グループワーク・パネルディスカッション】

1日目の最後にパネルディスカッションがあり、1日目の集中講義、及び実践報告1・2の質疑応答を中心に、講演者を囲んで子どもの権利をテーマにディスカッションが行われた。

子どもを当事者として中心的に考えていくことの難しさ、市民への周知徹底など課題も多く、条例ができて終わりでないことが理解できた。

2日目の最初は、グループワークが行われ、会場3グループ・オンライン2グループの計5グループでそれぞれ意見交換会を行った。

私が所属したのが、私も含めた6名の議員グループで、それぞれの地域の特徴や気になることを質問しあい、意見交換を行った。

権利条例は持っていない地方自治体ばかりであったので、様々な視点からの質疑が出された。

（岩手県平泉町、東京都板橋区、千葉県千葉市、長野県茅野市、熊本県水俣市）

2日間の視察研修から

【私見】

子どもだけでなく、若者も含めた形での権利条例が必須であると改めて確信した。姶良市子ども子育て基本条例とは別に、しっかりととした子ども・若者の権利条例を整備し、子どもや若者が自分らしく未来に向かってチャレンジできるまちにし、最終的には姶良市全体が底上げされていくための条例制定となるように尽力したいと決意した。

まずは一般質問等で執行部の意思等を確認しながら、必要に応じて提案等をしていきたい。